

催し・講座

**鶴川地区協議会共催
「安心して老後をむかえるための
お金の話」**

●まだ間に合います!人生100年時代に向けて自分らしく暮らすためのライフプランを見直しましょう 老後資金など、お金に関する正しい知識を身に付けられる講座です。

☑4月26日(金)、午前10時～正午、午後1時～3時(各回とも同一内容) 場鶴川市民センター講さわかみ投信(株)・計倉宗州氏定各20人(申し込み順) 申4月1日午前9時～22日午後5時に直接または電話で生涯学習センター(☎728・0071)へ。

**鶴川地区協議会共催 3水スマイルラウンジ
「新しい里山づくり」とフットパス**

市では、「町田市里山環境活用保全計画」に基づき、市内外の団体や企業などとの連携・協働による「新しい里山づくり」を進めています。多くの方が里山を訪れるようにする取り組みの一つとして、フットパスを紹介します。

☑4月17日(水)、午前10時30分～11時30分、午後1時30分～2時30分(受け付けは各開始時間の30

分前から、各回とも同一内容)場和光大学ポプリホール鶴川3階多目的室定各25人(先着順) 問生涯学習センター☎728・0071

ダンボールコンポスト講習会

ダンボールコンポスト1セット(幅36cm、奥行き33cm、高さ32cm、重さ約7kg)を持ち帰りいただけます(受講したことがある方は申し込み不可)。

☑市内在住の方☑4月24日(水)、26日(金)、午後2時～3時30分(各回とも同一内容)場市庁舎講(一財)まちだエコライフ推進公社定各20人(申し込み順) 申4月2日正午～21日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベントコード240402Aへ。 問環境政策課☎797・0530

**5月講座
さがまちカレッジ**

詳細は講座案内チラシ(町田市生涯学習センター、各市民センター、各市立図書館等で配布)をご覧ください(さがまちコンソーシアムHPでダウンロードも可)。

●ハンドベル集中講座～天使のハーモニーを楽しむ ベルの持ち方から始め、曲の完奏を目指します。初めての方も歓迎です。

☑中学生以上の方☑5月18日(土)午後2時～4時、

19日(日)午前10時～午後4時、全2回場町田市生涯学習センター講元玉川大学通信教育部助教・千葉佑氏定16人(抽選)費6500円申講座案内チラシ裏面の受講申込書に記入し、4月15日までに郵送(必着)またはFAXでさがまちコンソーシアム事務局へ(さがまちコンソーシアムHPで申し込みも可)。申込締切日までに定員に達しない場合は、引き続き募集します。

問事務局☎042・703・8535、町田市生涯学習センター☎728・0071

子ども創造キャンパスひなた村

●家族で楽しむコンサート 吹奏楽や和太鼓の演奏会です。指揮や太鼓演奏などの体験もあります。持ち物やイベント内容等の詳細は、お問い合わせいただくか、同キャンパスひなた村HPをご覧ください。なお、小学生以下のおさんは保護者同伴でおいください。

☑4月28日(日)午前10時～午後3時ごろ(昼休憩を挟んで2部構成)定250人(申し込み順)

申電話で同キャンパスひなた村(☎722・5736)へ。



**まちっこベンチを
募集しています**

問公園緑地課☎724・4399

市では、市内の公園に記念のプレートを付けたベンチ(まちっこベンチ)を設置するための寄附を募集しています。

ベンチは5種類の中から選んでいただくほか、記念プレートにメッセージを刻むことができます。詳細は市HP(右記二次元コード)をご覧ください。



**毎月25日発行
子育てひろばカレンダー**

問子育て推進課☎724・4468

各保育園のイベント情報等を紹介しています。詳細はまちだ子育てサイト(右記二次元コード)をご覧ください。



4月6日～15日 春の全国交通安全運動が始まります

問市民生活安全課☎724・4003、町田警察署☎722・0110、南大沢警察署☎042・653・0110

【運動の重点】

①子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践

歩行中の児童が重傷を負った事故の多くは登下校中に発生しています。道路を横断するとき、少し遠回りになっても必ず横断歩道を渡り、歩行者用信号機が点滅していたら、次の青信号を待ちましょう。

②歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行

歩行中の死亡事故の多くが道路横断中に発生しており、車両側に横断歩行者妨害等の法令違反が見られます。ドライバーは「歩行者がいるかもしれない」という意識を常に持って安全確認

をしましょう。

③自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの順守

自転車乗車中の交通事故発生件数は増加傾向にあり、その中で亡くなった人の半分以上が頭部のケガが原因で亡くなっています。自転車・電動キックボードを利用するときは、ヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう。

④二輪車の交通事故防止

二輪車は対向車から、実際よりも遠くに見えるように見えたり、遅いスピードで走っているように見えたりします。交差点を通過する際には、安全確認を確実にいきましょう。

該当する方は申請を 各種福祉手当

問障がい福祉課☎724・2148 問050・3101・1653

各種手当の概要は下表のとおりです。手当によって認定要件や提出書類が異なりますので、申請の前にお問い合わせください。なお、手当受給中の方は振込予定日をご確認ください。

4月1日現在

手当の種類	対象	手当額(月額)	振込予定日
障害児福祉手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③常時介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、障がいを理由とする年金を受給中、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	1万5690円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(金)(2月～4月分) 8月9日(金)(5月～7月分) 11月8日(金)(8月～10月分) 2025年2月10日(月)(11月～1月分)
特別児童扶養手当	①～③のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護する父母または養育者 ①身体障害者手帳1～3級程度(下肢障害については4級の一部を含む)②愛の手帳1～3度程度③日常生活に著しい制限を受ける程度の障がいまたは精神障がいがある④重複障害(個々の障がいの程度が上記より軽度な場合でも該当となる場合有り) ※所定の診断書で審査します(手帳に代えられる場合有り)。 ※児童が施設に入所中、障がいを理由とする年金を受給中、保護者・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の場合は除きます。	手当等級1級=5万5350円 手当等級2級=3万6860円 ※請求の翌月分から支給されます。	4月期(12月～3月分) 8月期(4月～7月分) 12月期(8月～11月分) ※11日までに支給。 ※国から支給されます。
特別障害者手当	①～③のいずれかに該当する重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方 ①おおむね身体障害者手帳1・2級②おおむね愛の手帳1・2度③左記と同等の障がい・精神障がいがある ※手帳の等級にかかわらず所定の診断書で審査します。 ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、本人・配偶者・扶養義務者の所得が一定額以上の方は除きます。 ※上記手帳の内容でも対象とならない場合があります。	2万8840円 ※請求の翌月分から支給されます。	5月10日(金)(2月～4月分) 8月9日(金)(5月～7月分) 11月8日(金)(8月～10月分) 2025年2月10日(月)(11月～1月分)
心身障害者福祉手当	①～④のいずれかに該当する20歳以上65歳未満の方 ①身体障害者手帳1・2級②愛の手帳1～3度③脳性マヒ④進行性筋萎縮症 ※施設入所者、所得が一定額以上の方は除きます。精神障害者保健福祉手帳は対象になりません。	1万5500円 ※請求の当月分から支給されます。	4月25日(土)(12月～3月分) 8月23日(金)(4月～7月分) 12月25日(土)(8月～11月分)
重度心身障害者手当	①～③のいずれかに該当する常時複雑な介護が必要な65歳未満の方 ①重度の知的障がい、常時著しい精神症状がある②重度の知的障がいと重度の身体障がいがある③両上肢及び両下肢の機能が失われ座位困難である ※施設入所者、3か月を超えて継続して入院中の方、所得が一定額以上の方は除きます。	6万円 ※請求の当月分から支給されます。	毎月20日までに前月分を支給 ※都から支給されます。

※扶養義務者…申請者と同居している父母、祖父母、子、兄弟姉妹、孫等/上記支給日以外に支払いを行うこともあります/支給日が土・日曜日、祝休日の場合は、原則としてその直前の金融機関営業日を支給日とします。